

西条市

Saijo City

おくやみ ハンドブック

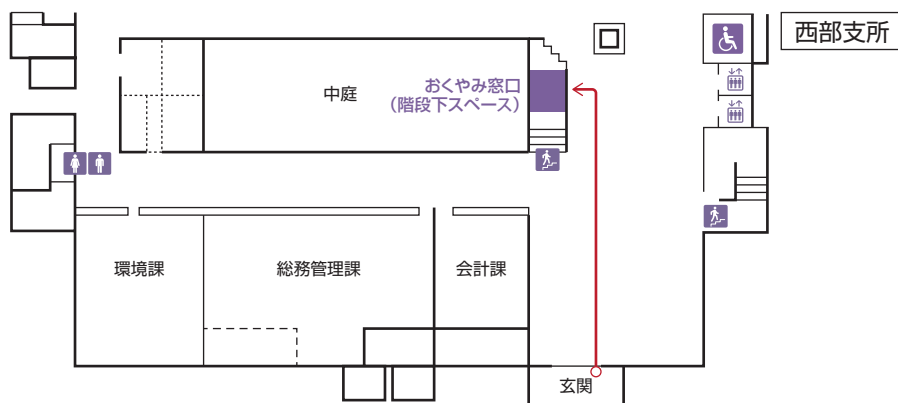
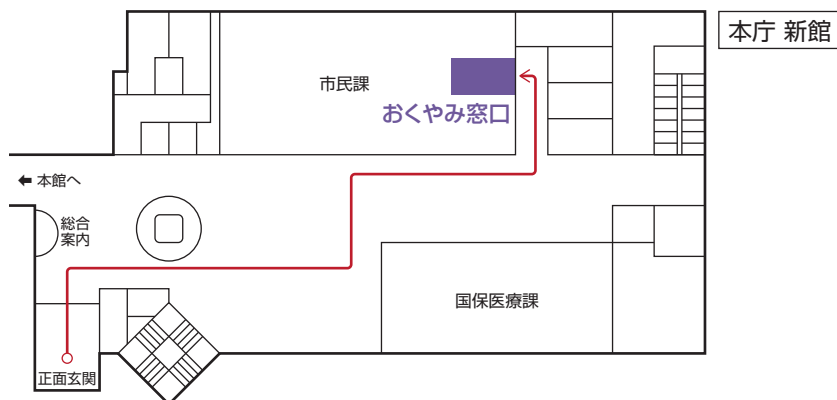
おくやみ窓口のご利用には**お電話にて事前予約**が必要となっております。

- ・予約日は、皆さまへの事前準備のため、最短でお電話をいただいて約2開庁日後となります。
- ・死亡届を提出後、戸籍への記載には時間を要します。1週間程度あけての来庁をお勧めします。

電話番号 ☎ 0897-52-1490

受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝休日・年末年始を除く)

開設場所 西条市役所 本庁新館 1階13番窓口 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
西部支所 1階 〒799-1371 愛媛県西条市周布349番地 1



※レイアウトが変更される場合があります。

ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでお悔み申し上げます。

西条市では、市役所を中心にご遺族の皆様の届出が必要な諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

西条市役所 おくやみ窓口 0897-52-1490

事前準備

STEP 1

おくやみ窓口を予約する前の事前確認

おくやみ窓口のご予約にあたり、主に
次のこととお伺いさせていただきます。
(事前にご確認等、お願いします。)



【亡くなられた方】

お名前		生年月日	
配偶者の有無	有の場合お名前：	亡くなられた日	
住所	西条市	葬祭執行日	

【喪主様】

お名前		生年月日	
住所		亡くなられた方との関係	
電話番号			

【手続きに来られる方】

お名前		生年月日	
住所		亡くなられた方との関係	
電話番号			

※予約の方を優先して案内させていただきます。

※必要な手続きを確認するにあたり、各課と個人情報を含む情報を共有することになりますのでご了承ください。

※一度の来庁で手続きが終わらない場合もあります。

事前準備

STEP 2 おくやみ窓口の予約



おくやみ窓口をご利用される場合は、西条市役所 おくやみ窓口 (0897-52-1490) へご予約ください。また、STEP1でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本冊子と必要なもの(3ページ)をお持ちになり、西条市役所へお越しください。

おくやみ窓口でできること

- 亡くなられた方やご遺族の状況に応じて、市役所で必要な手続きをご案内します。
- 簡単な手続きや、必要な申請書作成のサポートをします。
- おくやみ窓口以外で必要な手続きについては、各担当課をご案内します。
- 専用ブースで安心して相談できます。



MEMO

おくやみ窓口にお越しの際にお持ちいただくもの

亡くなられた方に関する手続きに必要な持ち物をご紹介します。

下記チェックリストをご参照ください。該当するものがありましたら、窓口にお持ちください。

ご遺族の方のもの

☐ 手続きを行う方の本人確認書類（来庁者）

- ・顔写真付きの証明書の場合は1点
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、各種障がい者手帳など
- ・顔写真のない証明書の場合は2点
被保険者証（健康保険、介護保険）、各種年金証書、基礎年金番号通知書など

☐ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知書）

☐ 印鑑（スタンプ印不可）（※葬儀を行った方（喪主））

☐ 預貯金通帳等（※葬儀を行った方（喪主）、年金請求者など）

☐ 相続人代表者指定届

※これらの持ち物をご持参いただいても手続きに必要でない場合があります。

該当者のみ

☐ 亡くなられた方と葬儀を行った方（喪主）の氏名が確認できる会葬礼状または葬儀の領収書

亡くなられた方のも

☐ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたは通知書）

☐ 各種保険証・認定証・受給者証・受領証・証明書・印鑑登録証・手帳 等

該当者のみ

☐ 住民基本台帳カード

☐ 下水道利用者は、病院の領収（請求）書、施設の領収（請求）書、不在証明書等

住所地以外で生活していたことがわかるもの ※詳細は29ページをご参照ください。

☐ 西条市ナンバープレート（原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車のもの）

※必要な持ち物について、詳しくは7ページ以降をご参照ください。

亡くなられた方の状況によって、ご案内しているもの以外にも必要なもの、または不要なものが生じる場合があります。

紛失、探しても見当たらない場合は窓口にてご相談ください。内容によってはすべての手続きが一度で終わらない場合もありますが、できるだけご負担が軽減できるようサポートさせていただきます。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○おくやみ窓口予約 ○健康保険 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (35 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(37 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌		

西条市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を亡くされ大変な時期かとは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	住民基本台帳カード・マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.11
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金のみに加入または受給していた	P.12
	☐	農業者年金に加入または受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.13
	☐	市税が課税されていた	P.14
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.15
介護保険	☐	介護保険に加入していた	P.16
福祉(障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	☐	障害児福祉・特別障害者手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.19
	☐	自立支援医療受給者証を持っていた	P.21

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)	☐	心身障害者扶養共済制度に加入または年金受給(予定)していた	P.22
	☐	重度心身障害者医療費受給者証を持っていた	P.24
	☐	福祉サービス受給者証を持っていた	
子ども	☐	亡くなられた方と同じ住所に保育園・幼稚園等に入所している子どもがいた(別世帯の場合を含む)、または亡くなられた方が保育園・幼稚園等に入所していた	P.25
	☐	児童手当を受給していた	P.26
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	こども医療費受給者証を持っていた	
	☐	ひとり親世帯等医療費受給者証を持っていた	P.27
	☐	養育医療券を交付されていた	
上水道	☐	上水道を使用していた	P.28
下水道	☐	下水道を使用していた	P.29
その他	☐	家財整理をしたい	P.30
	☐	市営墓地にあるお墓を引き続き使用したい	
	☐	道路を占用していた	P.31
	☐	農道・水路を占用していた	
	☐	市営住宅に入居していた	P.32

1. 住民登録に関する手続き



住民基本台帳カード・マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、住民基本台帳カード、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。住民基本台帳カードをお持ちの方は返納してください。 ※マイナンバーカード、個人番号通知カードは返納する義務はありません。亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード等の返納後、確認していただくことができなくなります。相続等のお手続きにおいて、亡くなられた方のマイナンバーが必要となる場合がありますので諸手続きがおわるまでは保管し、不要になった場合は返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0897-52-1553 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0897-52-1211 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

2. 保険に関する手続き



国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または西部支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かく切ってから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなった方の国民健康保険被保険者証または資格確認書	問合せ先 市民課 ☎ 0897-52-1211 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費(15,000円)が支給されます(口座振替)。 ※職場等の健康保険の被保険者(本人)として1年以上加入し、資格喪失日から3ヶ月以内に死亡した場合は、加入していた健康保険から支給を受け取ることができます。ほかの健康保険から支給を受ける場合は、国保からは支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人 葬儀を行った方(喪主)
☐ 葬儀を行った方(喪主)の印鑑(スタンプ印不可) ☐ 預金通帳等(葬儀を行った方(喪主)のもの) ☐ 被保険者と葬儀を行った方(喪主)の氏名が確認できる会葬礼状または葬儀の領収書	問合せ先 市民課 ☎ 0897-52-1211 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

MEMO

2. 保険に関する手続き



後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または西部支所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かく切ってから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（手続きを行う方のもの） 【以下は亡くなられた方がお持ちだった場合のみ必要】 ☐ 後期高齢者医療被保険者証または資格確認書 ☐ 後期高齢者医療限度額適用認定証 ☐ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	国保医療課 ☎ 0897-52-1212 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（20,000円）が支給されます（口座振込）。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬儀を行った方（喪主）
必要なもの	問合せ先
☐ 預金通帳等（葬儀を行った方（喪主）のもの） ☐ 被保険者と葬儀を行った方（喪主）の氏名が確認できる会葬礼状、葬儀の領収書または葬儀証明書	国保医療課 ☎ 0897-52-1212 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

MEMO

手続き③ 高額療養費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人が申請できます。	原則、診療月の翌月の1日から2年間
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 預金通帳等（相続人のもの）	国保医療課 ☎ 0897-52-1212（直通） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

手続き④ 送付先設定届出書の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の保険料の還付、未納分の納付に関する通知等を送付する場合があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 原則相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（手続きを行う方のもの）	国保医療課 ☎ 0897-52-1212（直通） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

..... MEMO

.....

.....

.....

3. 年金に関する手続き



国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	原則相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの ☐ 戸籍謄本等（亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの） ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 預金通帳等（請求者のもの） ☐ 委任状（請求者が来られないとき） 【別居していた場合】 ☐ 生計同一に関する申立書等	市民課 ☎ 0897-52-1383（直通） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）



厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
未支給年金請求・死亡届の届出は市窓口で受付可能ですが、遺族厚生年金の請求手続きは年金事務所へのご案内になります。	手続き可能な人
	原則相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 国民年金と同じ 【遺族年金の請求の場合】 ☐ 亡くなられた方と請求者の基礎年金番号のわかるもの ☐ 死亡診断書の写し等	年金事務所 予約相談専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890 新居浜年金事務所（代表） ☎ 0897-35-1300 今治年金事務所（代表） ☎ 0898-32-6141



共済年金のみに加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 原則相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合



農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
加入者または受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
☐ 農業者年金証書（受給権者のみ） ☐ 農業者年金被保険者証（被保険者のみ） ☐ 亡くなられた方の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	お近くの農協各支所

MEMO

4. 税金に関する手続き



市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がある場合があります。 また、金額等変更となる場合もありますので、一度担当課へご連絡ください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 納税通知書	徴収課 ☎ 0897-52-1241 (直通) 西部支所 総務管理課 ☎ 0898-64-2629 (直通)

手続き② 口座振替停止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、金融機関にて廃止・変更のお手続きをお願いします。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
なし	徴収課 ☎ 0897-52-1279 (直通) 西部支所 総務管理課 ☎ 0898-64-2629 (直通)

MEMO



市税が課税されていた・市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税が課税されている場合、市税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。徴収課までご連絡ください。 ※登記の無い家屋（未登記家屋）の所有者がお亡くなりになり、名義変更をする場合には、「未登記家屋名義変更申請書」を提出していただく必要があります。	相当な期間（概ね1ヶ月） 手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
なし	【相続人代表者指定届に関すること】 徴収課 ☎ 0897-52-1279（直通） 西部支所 総務管理課 ☎ 0898-64-2629（直通） 【未登記家屋に関すること】 課税課 資産税係 ☎ 0897-52-1276（直通）

MEMO

4. 税金に関する手続き



原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 車両の情報がわかるもの （例）標識交付証明書、自賠責保険関係書類	どなたでも可
	問合せ先 徴収課 ☎ 0897-52-1278（直通） 西部支所 総務管理課 ☎ 0898-64-2629（直通）

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート（ナンバー変更を希望する方のみ） ☐ 車両の情報がわかるもの （例）標識交付証明書、自賠責保険関係書類	どなたでも可
	問合せ先 徴収課 ☎ 0897-52-1278（直通） 西部支所 総務管理課 ☎ 0898-64-2629（直通）

5. 介護保険に関する手続き



介護保険に加入していた

手続き① 保険証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 ☎ 0897-56-5151 (代表) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

手続き② 相続人による手続きの確認

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費の給付を受けていたり、要介護認定・要支援認定の認定申請をされていた場合、振込先変更依頼書や認定申請取下げ書の提出が必要となります。 また、介護保険料の納付状況などにより送付先変更届の提出が必要となる場合があります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
☐ 印鑑 (相続人のもの) ☐ 預金通帳等 (相続人のもの) ☐ 本人確認書類 (手続きを行う方のもの)	介護保険課 ☎ 0897-56-5151 (代表) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

6. 福祉（障がい）に関する手続き



身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）



障害児福祉・特別障害者手当を受給していた

手続き 障害児福祉・特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉・特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉・特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要な場合があります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族、成年後見人等
必要なもの	問合せ先
☐ 印鑑（スタンプ印不可） ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

6. 福祉（障がい）に関する手続き



特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
（未払い分がある場合、未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給）
資格が継続する場合は認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族、成年後見人等
必要なもの	問合せ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑（スタンプ印不可） 【未払い分がある場合】 ☐ 預金通帳等（対象児童のもの） ※対象児童が幼少等により親族等が代わって受領する場合はその親族等のもの 【受給資格が継続する場合】 ☐ 預金通帳等（新たな請求者（監護する方）） ☐ 児童と新たな請求者の関係がわかる戸籍謄本等 ☐ 新たな請求者、児童、配偶者、扶養義務者のマイナンバーがわかるもの	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

MEMO

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合、未支払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族、成年後見人等
必要なもの	問合せ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 印鑑（スタンプ印不可） ☐ 手当を受けとっていた方のマイナンバーがわかるもの	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き



自立支援医療受給者証を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

MEMO



心身障害者扶養共済制度に加入または年金受給（予定）していた

【加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	加入者（掛金を支払っていた方）が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方、年金管理者等
必要なもの	問合せ先
☐ 加入者（亡くなられた方）の死亡証明書（死亡届の原本証明でも可） ☐ 加入者（亡くなられた方）の消除された住民票（除票） ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 預金通帳等（年金を受給する方のもの） ☐ 加入証書、口数追加証書（あれば）	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

【年金受給権者（年金受給予定の方）が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書、弔慰金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金受給権者（年金受給予定の方）が亡くなられた場合、弔慰金支給請求の手続きが必要です。	年金受給権者（年金受給予定の方）が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	加入者（掛金を払っていた方）、年金管理者等
必要なもの	問合せ先
☐ 年金受給権者（亡くなられた方）の消除された住民票（除票） ☐ 加入者（掛金を支払っていた方）の住民票 ☐ 預金通帳等（加入者（掛け金を支払っていた方のもの））	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

6. 福祉（障がい）に関する手続き



心身障害者扶養共済制度に加入または年金受給（予定）していた

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、届出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族、成年後見人等
必要なもの	問合せ先
☐ 年金を受給していた方（亡くなられた方）の消除された住民票（除票） ☐ 年金証書（あれば）	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151（代表） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

MEMO



重度心身障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返却、資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費の受給者だった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 重度心身障害者医療費受給者証	国保医療課 ☎ 0897-52-1367 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)



福祉サービス受給者証を持っていた

手続き 福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって福祉サービス受給者証の返却となります。18歳未満の児童が利用し、その保護者が亡くなられた場合、死亡日をもって受給者証の保護者変更となります。地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、タイムケアサービス）も同様の扱いとなります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
☐ 福祉サービス受給者証	地域福祉課 ☎ 0897-56-5151 (代表) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

7. 子どもに関する手続き



亡くなられた方と同じ住所に保育園・幼稚園等に入所している子どもがいた（別世帯の場合を含む）、または亡くなられた方が保育園・幼稚園等に入所していた

手続き 世帯状況変更または退所の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所）に入所している児童の保育料を算定する基準に組み込まれている場合、または当該施設に入所している場合、教育・保育給付認定申請書等の書類提出が必要です。 ※変更内容や利用施設によって手続きが異なりますので詳細は保育・幼稚園課までお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	児童の保護者 または新たな保護者
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの） ※手続き内容によって他に必要なものがある場合がありますので保育・幼稚園課までお問い合わせください。	保育・幼稚園課 ☎ 0897-52-1337（直通）



児童手当を受給していた

手続き 未支払請求、受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当の請求及び受給者の変更のため、手続きが必要です。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【未支払請求手続き】 ☐ 対象児童名義の預金通帳等 ※ 父母等の代理人が代理受領する場合 ☐ 代理人名義の預金通帳等 ☐ 対象児童の印鑑（スタンプ印不可）	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
	問合せ先
【受給者変更手続き】 ☐ 請求者の資格確認書または資格情報のお知らせ（資格情報通知書） ☐ 請求者名義の預金通帳等 ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの	こども未来課 ☎ 0897-52-1581（直通）



児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月までの手当が支給されます。未払いの手当がある場合は手続きが必要です。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの） ☐ 対象児童の印鑑（スタンプ印不可） ☐ 預金通帳等（対象児童のもの）	こども未来課 ☎ 0897-52-1581（直通）



こども医療費受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返却、資格喪失または変更の手続き

手続き詳細	期 限
対象となる子どもが亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 亡くなられた方がこども医療費の受給者だった場合、登録事項の変更手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	【子どもが亡くなられた場合】 保護者 【受給者が亡くなられた場合】 対象となる子どもの保護者
必要なもの	問合せ先
【子どもが亡くなられた場合】 ☐ こども医療費受給者証 【受給者が亡くなられた場合】 ☐ こども医療費受給者証 ☐ 子どもの新しい医療保険情報がわかるもの ☐ 被保険者のマイナンバーがわかるもの ☐ 印鑑（スタンプ印不可）	国保医療課 ☎ 0897-52-1367（直通） 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700（代表）

7. 子どもに関する手続き



ひとり親世帯等医療費受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返却、資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親世帯等医療費の受給者だった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、喪失手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	【家庭主が亡くなられた場合】 対象となる子どもの保護者 【子どもが亡くなられた場合】 保護者
必要なもの	問合せ先
受給者が亡くなられた場合や新たに子どもを監護する方の状況により、提出いただく書類が異なります。必要な持ち物についての詳細は、右記問合せ先までお問い合わせください。	国保医療課 ☎ 0897-52-1367 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)



養育医療券を交付されていた

手続き 養育医療券の返却

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付されていた子どもが亡くなられた場合、養育医療券を返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの）	子どもの保護者
	問合せ先
	国保医療課 ☎ 0897-52-1367 (直通) 西部支所 市民福祉課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

8. 上水道に関する手続き



上水道を使用していた

手続き① 名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人で、上水道を継続して使用したい場合や賃貸の場合に名義変更の手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族、同居者及び部屋の貸主等の利害関係者が望ましい
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの）	水道業務課 水道料金係 ☎ 0897-52-1584（直通） 西部支所 環境課 ☎ 0898-64-2700（代表）

手続き② 休止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人で、今後上水道を使用しない場合、休止手続きが必要となります。なお、上水道の使用を再開する場合は、5,500円の手数料が必要になるのに加え、再開までに2～3日程度のお時間を要します。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族及び部屋の貸主等の利害関係者が望ましい
必要なもの	問合せ先
☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの）	水道業務課 水道料金係 ☎ 0897-52-1584（直通） 西部支所 環境課 ☎ 0898-64-2700（代表）

9. 下水道に関する手続き



下水道を使用していた

【亡くなられた方の世帯が地下水のみ、または地下水と上水道の両方を使用している世帯だった場合】

手続き

下水道使用廃止または変更届出手続き

上記に加えて亡くなられた方が入院等で住所地から長期間離れて生活していた場合は不在届出手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の世帯が亡くなられた方一人だけの世帯だった場合は下水道使用廃止届出手続き、亡くなられた方の世帯が複数人の世帯だった場合は下水道使用変更届出手続きが必要になります。 地下水を利用されている世帯では世帯の人数を基に下水道使用料を算定しますので、亡くなられた方が入院等で住所地から長期間離れて生活していた場合は不在届出手続きを行うことで使用料が減額される場合があります。	できるだけ速やかに ※不在届はすでに納付書が発送されているものについては、さかのぼっての減額はできません。
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの） ☐ 不在届出手続きを行う場合 ・入院していた場合 入院届出書と病院の領収（請求）書 ・施設に入所していた場合 入所届出書と施設の領収（請求）書 ・入院、入所以外に住所地以外で生活していた場合 不在証明書に大家、現地自治会役員など第三者による署名等、住所地以外で生活していたことがわかるもの	基本的にご親族の方 問合せ先 下水道業務課 ☎ 0897-52-1224（直通） 西部支所 環境課 ☎ 0898-64-2700（代表）

【亡くなられた方の世帯が上水道のみ使用している世帯だった場合】

手続き

下水道使用廃止または変更届出手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の世帯が亡くなられた方一人だけの世帯だった場合は下水道使用廃止届出手続き、亡くなられた方が下水道の利用者（下水道使用料の請求先）だった場合は下水道使用変更届出手続きが必要になります。 ※亡くなられた方が下水道の利用者（下水道使用料の請求先）ではなかった場合は手続き不要。 ※上水道のみをご使用の世帯は上水道の使用水量を基に使用料を算定しますので世帯の人数は使用料に影響しません。	できるだけ速やかに 手続き可能な人 基本的にご親族の方 問合せ先 下水道業務課 ☎ 0897-52-1224（直通） 西部支所 環境課 ☎ 0898-64-2700（代表）
必要なもの	
☐ 本人確認書類（手続きされる方のもの）	☎ 0898-64-2700（代表）

10. その他の手続き



家財整理をしたい

手続き 道前クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
クリーンセンターへのごみの搬入は、ごみの発生場所が西条市内の場合のみで、原則週1回、量は車1台分です。道前クリーンセンター受付または本庁衛生施設課若しくは西部支所環境課で申請してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が西条市外の場合は搬入できません。 ※早く処分したい場合や多量のごみを処分したい場合は、別途費用がかかりますが一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することも検討してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
指定袋を使用しない場合、クリーンセンターでの処理手数料として10kgにつき100円が必要です。	基本的にご親族の方
	問合せ先 道前クリーンセンター ☎ 0898-72-3843



市営墓地にあるお墓を引き続き使用したい

手続き 使用権継承の手続き

手続き詳細	期 限
市営墓地にお墓があり、亡くなられた方が使用権者だった場合、引き続き使用するための継承手続きが必要です。 お墓を使わなくなった場合も手続きが必要ですので、ご相談ください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 墓地使用権継承許可申請書及び同申請書に記載されている添付書類 ※詳細はご相談ください。	市営墓地にあるお墓の使用権を継承される方
	市営墓地 周布幸木第2、国安松之上第2、国安松之上第3、旭新開、下町(丹原町丹原)、藍刈(小松町新屋敷)、石根墓地
	問合せ先 衛生施設課 ☎ 0897-52-1289 (直通) 西部支所 環境課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

10. その他の手続き



道路を占有していた

手続き 占有許可の継承手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は継承手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
【名義の変更】 ☐ 道路占有権継承届 ※詳細は事前にお問い合わせください。	建設道路課 ☎ 0897-52-1541（直通）



農道・水路を占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。占有許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
【法定外公共物使用許可の名義の変更】 ☐ 法定外公共物使用の権利譲渡等申請書及び、 表記されている添付書類 【法定外公共物使用許可の名義の変更（相続される場合）】 ☐ 法定外公共物使用者の継承届出書及び、 表記されている添付書類 【法定外公共物使用許可の廃止】 ☐ 法定外公共物使用廃止届の提出	施設管理課 ☎ 0897-52-1298（直通）



市営住宅に入居していた

手続き 入居者数減員に関する手続き

手続き詳細	期 限
入居者の立場で手続きが異なります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	入居代表者 入居代表者が亡くなった 場合は同居親族 (同居親族がいない場合は 同居外親族でも可)
必要なもの	問合せ先
入居者の立場で必要な物が異なります。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	施設管理課 ☎ 0897-52-1561 (直通) 西部支所 農林建設課 ☎ 0898-64-2700 (代表)

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	14 日以内	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		亡くなられた方の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
国民年金の種別変更		亡くなられた方の配偶者が被扶養者だった場合は手続きが必要です。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、亡くなられた方の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票の写し、預金通帳、マイナンバーカード等 【手続き先】 亡くなられた方の住所地を所管する年金事務所

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	伊予西条税務署 ☎ 0897-56-3290
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

以下は西条市に墓地のある方の手続きとなっております。西条市外の墓地から市内の墓地や納骨堂に改葬・墓じまいをする場合は、墓地のある市区町村にご確認ください。

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- ・受入証明書または永代使用許可書
- 改葬先が受入を承諾していることを確認できる書類であれば、別の書類でも代用できます。

2 改葬許可申請書の提出と 改葬許可証の受け取り

遺骨を移す際に必要な手続きです。

以下の必要書類を西条市に提出してください。

▼必要書類

- ・改葬許可申請書
- ・申請者と死亡者の関係を示す書類(除籍謄本など)
- ・受入証明書
- ・親族の同意書

3 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

担当課・問合せ先

衛生施設課 ☎ 0897-52-1289(直通)
西部支所環境課 ☎ 0898-64-2700(代表)

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問合せ先
運転免許証	☐	返納手続き	西条警察署 ☎ 0897-56-0110 西条西警察署 ☎ 0898-64-0110
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 伊予西条税務署 ☎ 0897-56-3290
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	松山地方法務局西条支局 ☎ 0897-56-0188
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

戸籍証明書等の広域交付について

令和6年3月1日から、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍証明書、除籍・改製原戸籍謄本を請求できます（広域交付）。

広域交付の戸籍証明書等を請求ができるのは、

- 本人
- 配偶者
- 父母、祖父母など（直系尊属）
- 子、孫など（直系卑属）

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

※戸籍証明書等を請求できる方（上記参照）が市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。

※郵送や代理人による請求はできません。

※窓口にお越しになった方の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証等顔写真付きの公的な身分証明書の提示が必要です。

※本籍地に郵送で請求される場合には、44ページの郵送用請求書をご利用ください。

家系図 (3親等内の親族)

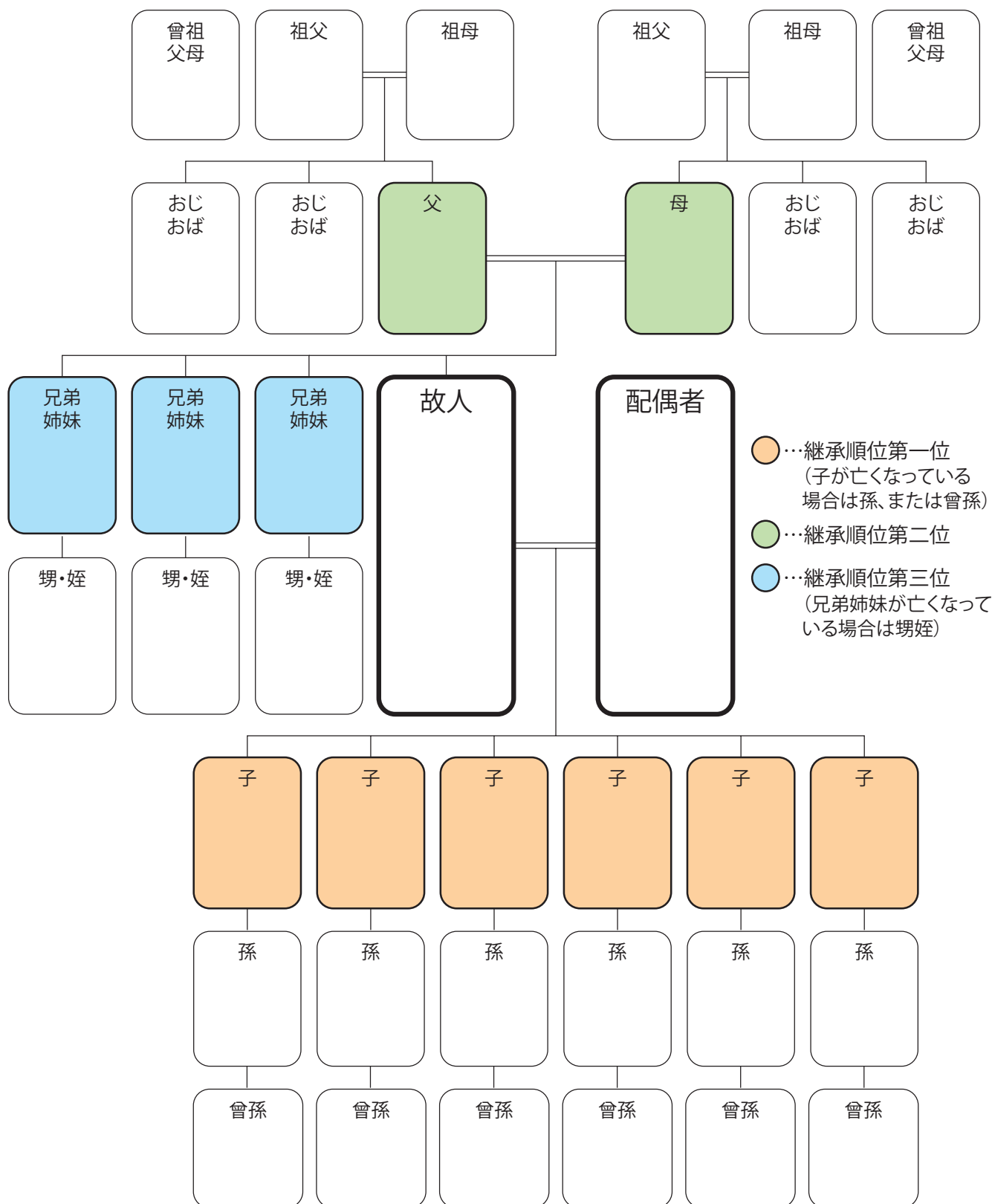
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

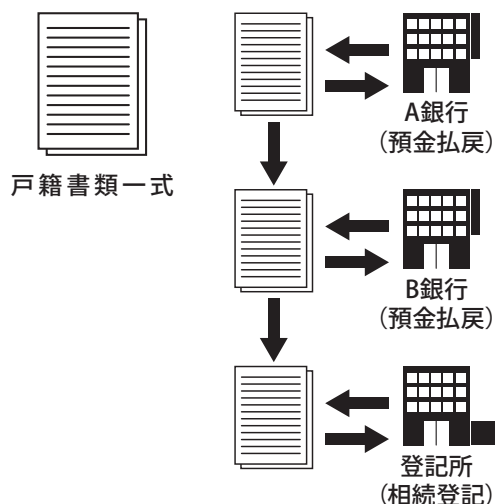
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

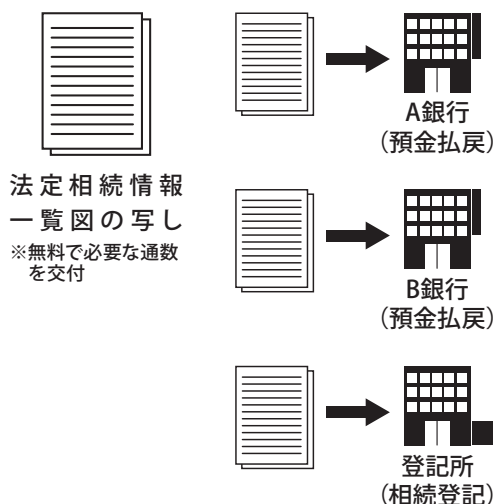
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

令和 年 月 日

西条市長 殿

委任者(たのんだ人)

住 所	
氏 名	⑩
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

委任事項

- ☐ 住民票 (謄・抄本、本籍・続柄・マイナンバー) 通
- ☐ 住民異動等その他 () 件
- ☐ 戸籍・除籍・改製原戸籍 (謄・抄本) 通
- ☐ 戸籍の附票の写し (全員の写し・一部の写し) 通
- ☐ 身分証明 通

委任事項3, 4, 5は記入要



本 籍	
筆頭者	
必要事項	
請求理由 及び目的	

私は次の者に、上記のことについて委任します。

受任者(委任され窓口にくられる人)

住 所	
氏 名	

※委任状は、必ず委任する人が記入(自署)して、押印してください。
※受任者は身分証明(例:運転免許証)の提示が必要です。

戸籍証明書等の請求書（郵送用）

西 条 市 長 殿

令和 年 月 日

本 籍			
筆 頭 者 氏 名	※戸籍のはじめに記載されている人の氏名を記入してください。 （ 明治・大正・昭和 年 月 日生 平成・令和 ）		

何が必要ですか（必要な通数を記入してください）

	全部事項証明書 （ 謄 本 ）	個人事項証明書 （ 抄 本 ）	※対象者の氏名を記入してください。 ※身分証明書・独身証明書は本人以外請求できません。 代理の場合は委任状が必要です。独身証明書の代理は直系または同籍の親族に限ります。 （ 明治・大正・昭和 年 月 日 平成・令和 ） ※戸籍の附票のときは、記載が必要な事項に「☑」を記入してください。 ☐ 本籍及び筆頭者の記載 ☐ 在外選挙人等
戸 籍	通	通	
除 籍	通	通	
改 製 原 戸 籍	通	通	
戸 籍 の 附 票	通	通	
身 分 証 明 書		通	
独 身 証 明 書		通	
その他の証明（ ）証明		通	

必 要 事 項	※誰の、どのような事項が記載されているものが必要かを具体的に記入してください。 戸籍：（例）「〇〇の出生から死亡までのもの」、「父〇〇と長女△△の続柄が確認できるもの」など 附票：（例）「××県××市××町××番地～現在住所まで」など		
	最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は以下に内容を記入してください。 出生・死亡・婚姻・離婚・その他（ ）の届けを（ ）月（ ）日に（ ）市区町村へ提出		
請 求 理 由	※請求者が戸籍に記載されていない場合は請求理由を詳細に記載してください。		
請 求 者 （ 証明書を 使用する人 ）	住 所	〒 —	
	ふ り が な		
	氏 名		
	生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	
	電 話 連 絡 先	※屋間に連絡のとれる番号を必ず記入してください。 — — [自 宅・携 帯 勤務先・その他]	
	戸籍に記載されている方との関係	本人	直系尊属（父母・祖父母）
	配偶者（夫・妻）	直系卑属（子・孫）	

【この申請書と一緒に同封していただくもの】

本人確認書類	氏名・現住所が証明されている本人確認書類が必要です。 官公庁発行の顔写真付身分証（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを同封してください。 マイナンバーカード等をお持ちでない方は、住所、氏名等が記載された保険証の写しを同封してください。		
手 数 料	戸籍	450円	郵便局で定額小為替をお求めいただくか、現金書留でお送りください。 切手・印紙は受付できません。 定額小為替は無記名で、発行の日から6ヶ月以内のものを同封してください。
	除籍・原戸籍	750円	
	附票・身分証明・独身証明	300円	
返信用封筒	請求者の住所・氏名を記入し、返信用切手をお貼りください。（お急ぎの場合は速達扱いにしてください） 返信先住所は本人確認書類（マイナンバーカード等）に記載された住所と同じ住所でないとは返信できません。 何通も請求される場合は、余分に切手を同封してください。		
そ の 他	委任を受けている場合、委任状が必要です。「請求者」欄には代理人の住所・氏名ご記入ください。		

（ご 注 意）平成15～16年に戸籍を改製していますので、必要な戸籍等が複数にわたることがあります。
 プライバシーの侵害等につながる不当な請求には応じられません。郵送による請求は原則本人からのものでないと受けられません。偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は処罰されます。

【送付先】 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所市民課

郵便による戸籍証明書等の請求方法について

① 申請書

戸籍証明書等の請求書（郵送用）に必要事項を記入してください。

- ・本籍、筆頭者氏名が正しく記入されていない場合には、受付できません。
- ・内容に不備がある場合に電話連絡しますので、昼間に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

② 本人確認書類

氏名、現住所が証明されている本人確認書類が必要です。

- ・官公庁発行の顔写真付身分証（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しを同封してください。
- ・マイナンバーカード等をお持ちでない方は、住所、氏名等が記載された保険証の写しを同封してください。

③ 手数料

郵便局で定額小為替をお求めいただくか、現金書留でお送りください。

- ・定額小為替は無記名で、発行の日から6ヶ月以内のものを同封してください。
- ・切手、印紙は受付できません。

④ 返信用封筒

あて先、あて名を明記し、切手を貼ってください。

- ・戸籍事項証明書等は、A4サイズで発行しますので、複数を請求される場合には大きめの封筒をお送りください。

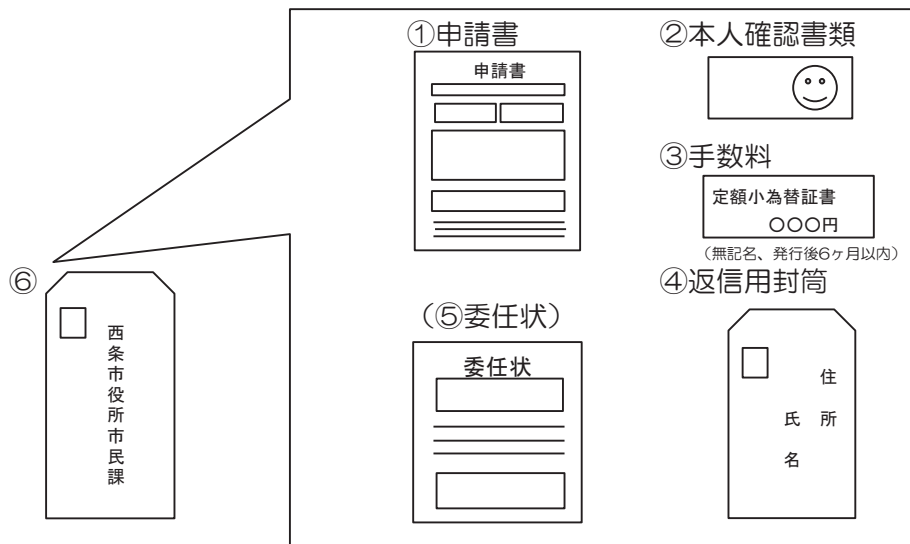
⑤ その他

委任を受けている場合、委任状が必要です。

⑥ ①②③④（⑤）を同封して、以下までお送りください。

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市役所市民課



【注意事項】

- ・①②③④（⑤）すべてが同封されているか確認してからお送りください。
- ・①申請書の住所、②本人確認書類の住所、④返信用封筒の住所が同じでない場合にはお送りすることはできません。（勤務先等にはお送りできません。）
- ・電話、電子メールでのご請求はできません。
- ・請求から証明書到着まで、郵便事情にもよりますが、おおむね1週間かかります。お急ぎのときは、往・返信とも「速達」扱いにしてください。
- ・相続等で必要な戸籍が複数にわたる場合があります。この場合は、多めに手数料をお送りください。余剰分はご返送いたします。
- ・手数料が不足した場合は、不足分の定額小為替等が到着してからでないと発送できませんので、お急ぎの場合は早めにご請求ください。
- ・ご不明な点は、市民課（0897-56-5151 内線2425・2426）までお問い合わせください。

MEMO

MEMO

MEMO

発 行	西条市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2025 年 4 月